

令和8年2月12日(木) 午後6時00分～

大阪広域環境施設組合 あべのルシラス11階 会議室B

環境施設組合事務局長以下、大阪市職員労働組合環境局支部支部長以下との本交渉議事録

(労働組合)

それでは、私の方から、「2026年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」にあたり、一言申し上げます。

私たちが担っている環境行政・廃棄物行政は、市民生活に密接に関わり、日常生活へ直接的な影響を及ぼす事業であることは言うまでもない。あわせて、焼却工場や最終処分地事業についても相互に連動する極めて重要な事業であり、その事業運営の在り方については、十分に検討を重ねた上で展開されることが不可欠である。

これまで私たちは、(大阪市)環境局との交渉の場において、長年にわたり労働組合として政策提起も行いながら、労使が一体となった取り組みを通じ、市民サービスの向上に向けて日々協議と努力を積み重ねてきた。しかしながら、現状においては、市側が管理運営事項として施策を推進されており、環境施設組合においても同様の考え方で事業運営がなされているものと受け止めている。

ただし、管理運営事項であっても、勤務労働条件に影響を及ぼす内容については、支部と環境施設組合との間で十分な交渉・協議が必要であるので今後も円滑かつ丁寧な協議が行われるよう、改めて求めておく。

当支部には、企画立案業務に従事する組合員や、市民・事業者に対して公権力を行使しながら業務を遂行する組合員が多数在籍している。事業を適切に推進していくためには、職員一人ひとりが十分な知識と情報を有し、公正かつ適正に職務を執行できる体制が不可欠である。

今後の交渉にあたっては、環境施設組合としての今後の事業展開に関する考え方を早期に示し、業務量に見合った人員の確保はもとより、新たな業務要素についても必要人員数を明確にした上で、適切な交渉および配置が行われるよう求めてく。

あわせて、次年度の要員配置については、「業務内容・業務量に見合った執行体

制の構築」を基本とし、「仕事と人」の関係を慎重に整理したうえで、派遣職員や事業担当主事の確保、ならびに適正な人事配置に努められたい。

「働き方改革関連法」により、年5日以上の子次有給休暇の取得義務化や、時間外労働の上限規制が設けられた。突発的な事象への対応に伴う時間外労働については一定の理解を示すものの、引き続き、計画的な工場運営管理の徹底、業務内容の精査、職場内における業務分担の平準化などを含めたフォロー体制の構築に取り組まされたい。

あわせて、例年締結する「36協定」についても確実に遵守されるよう、各工場の命令権者に対し十分な周知を図ることを求めるとともに、万が一、「協定」で定めた以上の超過勤務が発生する見込みとなった場合には、事前に労働組合と十分な協議を行うことを求める。

ここ数年、環境施設組合においても、事業担当主事の係長級が誕生している。今後も、能力と意欲のある職員については積極的に係長級へ登用し、事業担当主事のモチベーション向上につなげるよう要望する。

一方で、事業担当主事補の募集を行っているものの、応募者が集まらない状況も見受けられる。事業担当主事の平均年齢が上昇し、技能職からの転任も見込めない現状を踏まえ、事務職・技術職を含めた環境施設組合職員の新規採用について、前向きな検討を求める。

近年頻発する台風や地震などの大規模自然災害、さらには新型コロナウイルス感染症のような非常時においても、業務を継続的に執行できる要員配置が必要であると考えます。現場の混乱は、労働条件の悪化にとどまらず、結果として市民生活や災害・非常時対応業務そのものに重大な影響を及ぼす。課題の抽出と整理、改善に向けた取り組み、さらには将来想定される災害非常時に対応できるノウハウを有した人材の育成・確保についても、より一層の充実を求めておく。

加えて、職場環境の改善に関する事項は、支部と所属との交渉事項である。私たちが後追いで現状を把握し申し入れを行うのではなく、問題点については早期に労働組合へ共有し、労使が一体となって改善に向けた検討が進められるよう、誠実な対応を強く求めておく。

それでは、具体の要求について、書記長より申し上げる。

《申入れ文書の読み上げ》

(環境施設組合)

それでは、私の方から、退職予定者数等につきましてご説明させていただきます。

令和7年度末の課長代理級以下の退職予定者数については、大阪市からの派遣職員1名と組合固有職員1名である。

また、本日時点で把握している休業者数は病気休職者が1名。育児休業取得者についてはいない。

以上である。

(環境施設組合)

ただ今、来年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れにあたり、支部長から適切な要員配置等についての要請があった。

当環境施設組合としては、将来にわたって、市民に安定した良質なごみ焼却事業を提供するため、大阪市・八尾市・松原市・守口市の4市が一つの組織として、明確なガバナンスのもと、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を公平に負う、長期的・安定的なごみ処理体制を構築し事業運営しているところである。

事業運営にあたっては、歳出削減や歳入確保等これまでの大阪市の取り組みを継承・発展させ、効果的・効率的な事業運営を図りつつ、業務内容・業務量に見合った体制を構築したいと考えている。

まず、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワークライフバランスにも支障があることから、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、年次有給休暇等の計画的な取得とあわせて、引き続き、管理監督者及び職員へ周知し、ワークライフバランスの推進を図るとともに、適正な要員配置に努めていきたい。

また、当環境施設組合の固有職員である事業担当主事は、令和元年度から主務(行政職3級)への昇格試験を実施しており、今年度には主務として6年目を迎える職員がいる状況であり、優秀な事業担当主事に更なるステップアップの場を作っていくことで職務に対するモチベーション向上を図る必要があると考えている。

近年の大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる非

常時については、各職場に応じた対応が適切に講じられるよう各種マニュアル等の整備を図り、引き続き、円滑な事業運営に向けた業務執行体制の構築に取り組んで行きたい。

なお、本日受けた申入れの内容については、各項目について確認を行い、勤務労働条件にかかわる事項については、改めて小委員会交渉において回答したいと考えているので、よろしく願います。

(労働組合)

ただいま、事務局長から現時点における回答を受けた。

その中でワークライフバランスの推進を図りつつ、適正な要員配置に努める旨の回答があった。

また、事業担当主事の更なるステップアップによるモチベーション向上の必要性についても認識を示された。

支部としても、今後も、労使が創意工夫をしながら、今日を乗り切っていかなければならないと考えているが、給与構造改革以降、賃金労働条件の悪化などにより個々のモチベーションの低下してきた中であっても組合員一人ひとりの献身的な努力によって、焼却処分事業が支えられていることは否めない事実である。

今後の事業展開にあたって、労働条件の低下を前提とした計画の策定などありえないし、このことは、「要員問題」と密接に関係するので、労働組合と十分協議され、環境施設組合として責任ある対応を図ることを求め、本日の交渉を終えることとする。